



Title	台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察
Author(s)	謝, 政徳
Citation	阪大法学. 2024, 74(3-4), p. 429-456
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/99483
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察

謝 政 德

はじめに

台北帝国大学（以下、台北帝大と略する）は、1928年に「台湾ハ其ノ地理的關係上東南両洋ノ自然及人文ノ研究ニハ頗ル便宜ノ地位ニアリ特ニ東洋ノ道徳學ヲ基調トセル文化ノ闡明ニ適セルガ故ニ茲ニ最高學府⁽¹⁾」として設立された7番目の帝国大学であった。設立当初は、文政学部（哲学科、史学科、文学科、政学科）と理農学部（生物学科、科学科、農学科、農芸化学科）の2学部から出発した。その後、1936年には医学部、1941年には工学部が加えられ、1943年には理農学部から理学部と農学部が分立することになった。さらに、台湾島の地理的特殊性を活かし、1942年に熱帶医学研究所、1943年に南方人文研究所と南方資源科学研究所がそれぞれ設置された。終戦時には台北帝大は5学部・3研究所を擁する総合大学となるに至った。

周知のように、戦前の日本は、台湾、樺太、朝鮮、関東州と南洋群島などの「外地」⁽²⁾を有する帝国日本であった。1918年9月29日に成立した原敬内閣のもとで始まった高等教育機関拡張計画により、「外地」にも多くの高等教育機関が昇格、あるいは新設されることとなった。1922年に關東州の旅順工科大学と南満州附属地の満州医科大学がそれぞれ単科大学への昇格を果たした。二大植民地の朝鮮と台湾にも「官立綜合大学」の設立が実現した。すなわち、1926年に朝鮮の京城帝国大学（1924年に予科の設置）と1928年に台湾の台北帝国大学が開学する運びとなった。これらの大学と時期が少しずれたが、1939年には中国の上海に位置する東亜同文書院も大学の昇格を果たした。こうして戦前の日本の「外地」には2帝大と3大学の計5大学が存在した。これら高等教育機関

において法学の教育と研究を行っていたのは、朝鮮の京城帝大と台湾の台北帝大のみであった。⁽⁴⁾

台北帝大は、台湾はじめて設立された近代的な高等教育機関として、昔から多くの研究者の関心を集めてきた。台北帝大は、1918年の「大学令」（勅令第388号）に依拠して、「国家ノ須要の目的」のために設立された大学であった。その設立過程についてはすでに多くの研究によってほぼ解明されている。その多くは日本の南進政策を支える国策大学としての性格に着目する点で共通している。⁽⁵⁾そのため、南洋史学、土俗・人種学、熱帯農学、熱帯医学、昆虫学などの講座と研究活動が集中的に検討してきた。⁽⁶⁾

政学科に関する研究は少なく、そのほとんどが台湾側の研究である。これらの研究は、主に国立台湾大学図書館所蔵の『学内通訊』などの資料を利用し、政学科の教員と学生に関する基本的な情報を整理したものであり、研究と教育の活動への分析・解明は必ずしも十分に行われたとはいえない。⁽⁷⁾

確かに文政学部は、その名称から「法学のうちの政治学と文学を合体」したものと評されているように、文学と政治学を学問とする学部だと思われがちである。しかし、文政学部政学科卒業者のみが「法学士」の称号を授与されていたことは注目に値する。⁽⁸⁾また、文政学部のうち政学科の入学者数が最も多かった事実にも留意する必要がある。⁽⁹⁾表1に明らかなように、定員70名の文政学部（哲学科20、史学科15、文学科15、政学科20）のうち、最も人気があったのは政学科であった。⁽¹⁰⁾1937年度のデータは欠けているが、文政学部入学者全体の64%を占めている。したがって、植民地統治下の法学教育と研究の実態解明はもちろん、文政学部の性格をより正確に把握するためにも、史学科や哲学科などを中心とした従来の研究に加え、学生数が最も多かった政学科の分析は欠かせないと思われる。

本稿は、これまでの先行研究をふまえながら、まず、閣議請議の官制案やそれに対する枢密院の審査報告などの公文書を主に利用し、文政学部政学科の設置背景を確認する。そのうえで、政学科の教員のキャリア・研究活動、授業カリキュラムと高等試験合格者を含む卒業生の動向などについて日本国内の資料文献を加えた分析を行い、政学科では具体的にどのような研究と教育を行って

表1 文政学部歴年入学者数

	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1938	1939	1940	1941	1942	1943	計
哲学科	2	2	3	1	3	0	0	0	0	1	0	3	2	2	6	25
史学科	2	7	5	3	3	1	1	1	1	2	2	9	4	9	9	59
文学科	6	10	8	6	4	7	7	4	3	4	5	5	5	3	7	84
政学科	10	22	19	14	13	19	13	9	13	16	15	22	22	35	58	300
計	20	41	35	24	23	27	21	14	17	23	22	39	33	49	80	468

『台北帝国大学一覧』各年度版より作成。

いたのかを明らかにする。これらを通じて、日本統治下の台湾における法学教育と研究の意義を考察する。

一. 文政学部政学科の成立

1. 文政学部の設立理由

1928年2月28日、台北帝大設置関連法案、すなわち「台湾帝国大学ニ関スル件」、「台湾帝国大学官制制定ノ件」、「台湾帝国大学学部ニ関スル件」、「台湾帝国大学各学部ニ於ケル講座ノ種類及其ノ数ニ關スル件」が閣議決定された。

閣議決定時の大学の名称は「台湾帝国大学」だったが、枢密院の審査を通過した後、法制局の指示により「台北帝国大学」に変更されたといわれている。⁽¹¹⁾

台北帝大の設立理由は「台湾帝国大学官制制定ノ件」に添付された説明資料で確認できる。その理由の一つは、1922年に新設された7年制の台北高等高校の卒業生を収容するためである。すなわち、「曩ニ台湾ニ於テ高等学校ヲ設立」するにあたって「将来其ノ卒業者ヲ出」す際に、「台湾ニ大学ヲ開クコトヲ前提トシテ高等学校ノ設立ヲ決行セリ」と述べられている。⁽¹²⁾

もう一つの理由として、台湾人青年の思想問題が挙げられている。すなわち、「近時台湾在住者ハ内地人タルト本島人タルトヲ問ハス一般ニ向學心大ニ進ミ其ノ子弟ヲシテ大学教育ヲ受ケシムルモノ著シク增加スルノ傾向ヲ示」していると指摘しながら、「本島人子弟」について次のように述べられている。⁽¹³⁾

本島人子弟ノ内地ニ遊学セル者ノ内籍ヲ大学ニ置ク者ノミニツキ之ヲ見ルモ大正十三年及大正十四年ニハ九十二人若ハ九十三人ナリシモ十五年ニハ増シテ百五十六人ノ多数トナレリ猶ホ此ノ外ニ支那北米等ニ赴キテ大学教育ヲ受クル者モナキニアラス……是等ノ学生ハ或ハ内地ニ於ケル暗黒面ノミヲ見或ハ不良ナル思想ニ悪化セラレ統治上ニ支障ヲ及ホスノ憂ヒヲ生スルコト年ト共ニ多カラントス若シ夫レ支那ニ赴キテ其ノ大学ニ入ル者ノ如キハ近年排日及赤化ノ悪風ニ感染シ更ニ考慮ヲ要スルコトノ大ナルハ論ヲ俟タス此ノ流弊ハ今俄ニ絶滅スルコト難シト雖而モ台灣ニ大学ヲ開設シテ健全ナル思想ヲ学へ正当ナル知識ヲ授ケ是等ノ学生ヲシテ台灣ニ在リテ勉学セシムルノ途ヲ開カハ其ノ弊害ノ予防ニ効果アルヘキナリ⁽¹⁴⁾

要するに、内地や中国の高等教育機関への台湾人留学生の増加と、留学先の環境などが彼らの思想を悪化させるのではないかという懸念である。内地の大学に在学する者だけでも、大正13年には92人、大正14年には93人であったが、大正15年には156人に増加している。日本内地だけではなく、中国、アメリカに渡り大学教育を受ける台湾人学生もいた。これらの学生は「内地ニ於ケル暗黒面ノミヲ見」たり「不良ナル思想ニ悪化」され、統治上に支障を及ぼす虞れが出てきた。また、中国の大学に入った学生は「近年排日及赤化ノ悪風ニ感染」する者すら出た。こうして台湾に大学の開設を促した理由として、「健全ナル思想ヲ学へ正当ナル知識ヲ授ケ是等ノ学生ヲシテ台灣ニ在リテ勉学」させることにより、「其ノ弊害ノ予防ニ効果アルヘキナリ」としている。台北帝大の設立はこうした思想問題対策の側面を有したこと留意しなければならないと思われる。

つぎに、「台灣帝国大学学部ニ関スル件」⁽¹⁵⁾である。当該法案に提出された「理由書」では、前述の大学設置の理由に加え、さらに次のように述べられている。

台灣及台灣ヲ中心トセル地方ニ於ケル學術ヲ研究シ又台灣住民ノ思想傾向ヲ善導シテ本島ノ将来ニ於ケル順調ナル發達ニ備ヘ……將來各種ノ學部ヲ

台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察

完備スヘキモ差当リ人文科学及自然科学ノ基礎タルモノヲ置クト同時ニ台湾ニ於ケル特殊ノ研究ノ道ヲ開クカ為ニ人文科学ニ於テハ文学科ニ配スルニ政治経済法律ニ関スル学科ヲ以テシ自然科学ニ於テハ理学科ニ配スルニ其ノ応用科学タル農学ニ関スル学科ヲ以テシ茲ニ文政学部及理農学部ヲ開始セムトスルニ由ル⁽¹⁶⁾

台北帝大は「台湾住民ノ思想傾向ヲ善導」する役割を持つと明言する箇所はとくに注目に値する。この点について「理由書」に加えて提出された「説明書」では次のように説明している。

……本島学生ノ内地ニ出テテ大学ニ入ル者の中政治経済法律ニ関スル學問ヲ修ムル者実ニ総数ノ十分ノ六ニ達スル是ヲ以テ此ノ傾向ヲ善用シテ研究ヲ進メ思想方面ヨリ本島ノ人心ヲ善導スルハ誠ニ適切重要ノ事ナリト認ム是ヲ以テ文学ニ配スルニ政治経済法律ヲ以テシ思想ヲ練リ識見ヲ養ヒ理智ニ偏セス稳健広ク常識ニ富メル有用ノ人物ヲ養成スルハ本島ノ実情ニ顧ミ特ニ至要緊切ノ事ト云ハサルヘカラス畢竟是レ文政学部ヲ開設セントスル所以ナリ⁽¹⁷⁾

「説明書」は、「内地ニ出テテ大学ニ入」る台湾人学生の約6割が「政治経済法律ニ関スル學問」を勉強していると述べたうえ、こうした台湾人学生の「傾向ヲ善用シテ研究ヲ進メ思想方面ヨリ本島ノ人心ヲ善導」することは重要であると指摘している。さらに、植民地台湾の現状からすれば、「文学ニ配スルニ政治経済法律ヲ以テシ思想ヲ練リ識見ヲ養ヒ理智ニ偏セス稳健広ク常識ニ富メル有用ノ人物ヲ養成」することが「特ニ至要緊切ノ事」であると強調している。

1928年3月14日、枢密院会議の委員参考書類によれば、大正15年内地の大学に留学する台湾人学生の内訳は、法学52、経済学商学41、医学46、文学7、理学農学8、宗教2、大学予科高等学校75であった。この総督府の調査から、大学の法科を志望する台湾人留学生が最も多かったことが判明する。⁽¹⁸⁾

以上のように、台北帝大設立理由の一つは、日本の最高水準の大学モデルで

ある「帝国大学モデル」の大学を植民地台湾に持ち込むことによって、在台日本人と台湾人の向学心を満足させるとともに、法科志望の台湾人青年の内地や対岸の中国などの大学教育機関への流出を阻止することである、と確認することができる。さらに、そういった台湾人青年を「理智ニ偏セス稳健広ク常識ニ富メル有用ノ人物ヲ養成」するために、「文学ニ配スルニ政治経済法律」を中心とする「文政学部」が考え出されたのである。

2. 政学科の設置理由

それでは、法科志望の台湾人青年を引き止める目的であれば、なぜ1924年に設置された朝鮮の京城帝国大学の「法文学部」を踏襲せず、異例といえる「文政学部」が考案されたのであろうか。

台北帝大の制度設計作業が本格化したのは伊沢多喜男が第10代台湾総督に就任してからである。伊沢総督が大学設置問題について、親友の幣原坦に依頼して設立準備を進めた。1925年10月9日から11日にかけて、伊沢総督は大学創立会議を招集した。伊沢総督の伝記によれば、会議で議論を重ねた結果、「文科ニ加フルニ法科ヲ以テシ、理科ニ加フルニ農科ヲ以テスルコトニ大体ノ帰決ヲ得」⁽²¹⁾たという。

幣原の戦後の回想録によれば、法科をえたという「折衷案」を出したのは幣原本人だったという。法科を加える理由として、「法科をいれるのは世間に難点もあるようであつた・・・ジャワでは、長い間こんな学問を教えなかつたけれども、段々土着人を官吏に用いる必要が起るに及んで、始めて土人官吏養成学校を設け、法律や経済の学問を授けて、その卒業生を使用することになった」と述べたうえ、「台湾青年の希望する所も法科が多く、台湾の大学に法科がなければ、却て他地方に散出して、悪化して帰るかもしれない。その時になつて法科を置くよりも、今から之を用意しておく方がよいと考えたのである」と、幣原は回想している。⁽²²⁾

しかし、翌10日と11日の会議では「文法学部」に対して次のような変更が加えられた。

台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察

翌十日及十一日、総督等トノ会談ニヨレハ、総督ノ意向ハ、法科トイツテモ法律屋ヲ養成スルニアラスシテ儒学的道義的政治学ヲ根幹トスルモノ宜カラントイフニアリ、依テ更ニ議ヲ重ネ、法律ノ中ニモ文科ト共通ニ東洋道德学ヲ必須科トシ、又其他ノ文科ノ科目ヲモ兼修セシメテ、既設大学ノ法科トハ趣ヲ異ニスルヤウ内容ヲ定ムルニ至レリ

…文法学部二十四講座、理農学部亦二十四講座ニシテ、文法学部ハ、哲学科、史学科、文学科、政学科、法学科ヨリ成リ……後文法学部ヲ文政学部ト改称シ、従テ法学科ハ削除セラレタリ⁽²³⁾

会議では、「法律屋ヲ養成スルニアラスシテ儒学的道義的政治学ヲ根幹」とする法科が望ましいという伊沢総督の意見が表明された。そこでさらなる協議を行い、「法律ノ中ニモ文科ト共通ニ東洋道德学ヲ必須科」とし、「其他ノ文科ノ科目ヲモ兼修」させることにより、「既設大学ノ法科トハ趣ヲ異ニスルヤウ内容ヲ定ム」ということで意見が一致した。法科の学生に文系の科目を勉強させることにより、より幅広い教養を身に付けた人物の養成というのが総督府の方針であったと読み取れる。

このような総督府の方針は、決して独特なものではなかった。大正期に始まった高等教育拡張計画により、理系だけの帝国大学に文系学部の新設が予定されることになった。そこで新設されたのは、従来の法学科ではなく、1922年東北帝大と1924年九州帝大の「法文学部」であった。⁽²⁴⁾これは、予算の兼ね合いで生まれたものであるが、東北帝大法文学部の設置理由をみれば、「従来ノ組織ニ於テ法学科ノ学生カ動モスレハ法制形式ノ知識ニ偏倚シ之ニ反シテ文学部ノ学生カ多ク法制經濟ノ智識ヲ缺如スルカ如キ弊ヲ避ケントスルカ為」⁽²⁵⁾であると述べられている。

ところで、台湾の場合、内地の帝大にみられる複合学部の流れのみならず、伊沢総督の意向も強く働いた。幣原によれば、「法科といつても、所謂法律屋を造らず、法文科となる以上は、東洋道德学を経ての者に学ばしめて、従来の漢学の筋を曳かしめようではないか」というのが伊沢総督の意向だったようである。⁽²⁶⁾このような「東洋文化の理想に異常な憧憬を抱いていた」といわれる伊

沢総督のもとで、当初の「文法学部」から、「法学科」が削除され、学部の名称も「文政学部」へと変更されることで決まったのである。

3. 中央政府の審議

しかしながら、「文政学部」は総督府案としてまとめられたが、「法科をいれるのは世間に難点もあるようである」と幣原自身が述べたように、台北帝大への法学系科目の設置に対して中央政府には反対の声が根強く存在した。⁽²⁸⁾

1927年末、台北帝大設置関連予算案は閣議で了承されたが、大学の官制案に對しては難色が示された。⁽²⁹⁾ 翌28年1月27日の定例閣議に上程する予定の台北帝大官制案は「閣僚枢府方面に反対あるの意向あるに当日之を決定せず」ということでこの日の閣議に上がらなかった。その理由は、「同案中の文政科」の設置は「民族運動激成の結果となる且つ定員二十名に対して志願者三、四名に過ぎぬ学科を設置するは意味を為」さず「寧ろ理科の如き植民地大学の本幹とせねばならぬ」という反対意見があったからである。また、政府が文政科の設置を認めても「枢府が否決せば政府の面目問題となり変改せねば閣議決定は不可能となる模様」であるとも報じられている。⁽³⁰⁾ 2月に入り、数回の定例閣議にも台北帝大設置関連法案は上程されなかつた。その原因是「政学科設置に對しては閣僚中反対意見を有するもの依然として多」⁽³¹⁾ かったためである。その後、総督府官僚らの関係者に対して諒解運動に努めた結果、大学官制など大学設立関連法案が28日の閣議で決定することとなつた。こうして閣議通過の大学設立関連法案は、枢密院の審議に移つた。

枢密院は、3月5日に「台北帝国大学ニ關スル件外一件」審査委員会を招集した。委員会では、江木千之顧問官が思想問題について積極的に質疑を行つた。

台湾人ニシテ内地又ハ支那方面ニ留学シテ大学教育ヲ受ケツツアル者ノ數及卒業後ノ就職状況ヲ問ヒ更ニ大学設置ノ主旨教授ノ人選等ニ關シテ質問
…

当局ハ大学設置ノ理由中ニ「特ニ東洋ノ道徳ヲ基調トスル文化ノ闡明」ヲ標榜スルモ唯欧洲ノ法律ニノミ通曉スル学者ヲ教授トスルトキハ事実ニ於

台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察

テハ諸大学ノ轍ヲ踏ムニ過キサルニ到ルナキヲ問ヒ後藤総務長官文政学部ニハ儒教系統ノ学者ヲ置キテ之ニ備ヘムトスル旨ヲ答フ此ニ於テ顧問官ハ更ニ日本ニ純化セサル儒教思想ヲ有スル者ニ対シ忠孝倫理中心ノ教育ヲ施スハ甚タ容易ナラサルモノ旨事例ヲ掲ケテ説示スル所アリ
…又江木顧問官ハ排日思想ト教育トノ関係ニ付質問シ…

本案ハ之ヲ是認スルヲ妨ケサルモ 諸帝国大学最近ノ実情ニ鑑ミ 特ニ新附ノ領土ニ於ケル大学教育ニ就イテハ國家觀念ノ涵養ヲ首トシテ 其ノ施設一般ニ対シテ格別ナル注意ヲ払ヒ 荷モ其ノ經營ヲ謬ルコトナキヤウ注意ヲ与フルコトニ決シ閉会ス

江木顧問官は、高等教育機関における思想対策とその取締に対する厳しい措置を要求してきた枢密院の中心人物であった。第1次世界大戦後、日本の資本主義の急激な発展により、労働・小作争議をはじめ社会運動が頻発するようになった。このような社会的背景のもと、高等教育拡張計画後、高等教育機関の学生の間に社会主義思想が広まり、1921年以降大学での学生の社会科学研究団体の設立が相次ぐ事態となった。このような事態に最も危機感を抱いたのが枢密院である。⁽³³⁾ 会議の最後は、植民地台湾の大学設置を認めてよいが、「諸帝国大学最近ノ実情ニ鑑」み、「特ニ新附ノ領土ニ於ケル大学教育ニ就イテハ國家觀念ノ涵養ヲ首」として、「其ノ施設一般ニ対シテ格別ナル注意ヲ払」い、「其ノ經營ヲ謬ルコトナキヤウ注意ヲ与」える、と念を押して閉会した。この会議の質疑から、江木顧問官を中心とした枢密院が、植民地台湾の大学設置の⁽³⁴⁾際に思想問題に対していかに神経を尖らせていましたかがわかる。

この審査委員会は午後4時に枢密院側のみで打合を開いた。この会議の模様は、「文政科に就ては国際法並に商法の講座が無い」ということで、「弁護士試験又は文官高等試験資格が無いので不徹底の様」という疑問が残るが、政府側が「先づ紳士を養成する意向」を表明したので、政府原案の可決に意見が一致した、⁽³⁵⁾ というものであったと報じられている。

二. 文政学部政学科の研究体制

1. 講座の設置

既述のように、台北帝大の文政学部の講座数は当初から24と予定している。1928年開学の時には12講座あったが、29年には20講座、30年には予定通りに24講座となった。政学科の講座は、1928年には憲法、行政法、経済学第1、民法・民事訴訟法第1、刑事・刑事訴訟法の5講座、29年には政治学・政治史、経済学第2、法律哲学の3講座、30年には民法・民事訴訟法第2の1講座、計9講座が設置された。政学科の講座設置計画が1930年で一応完了した。これを京城帝大法文学部法学科と比較すると、政学科はずいぶん小規模であったのみならず、商法と国際法関係の講座もなかったことがわかる（表2）。

表2 京城帝大・台北帝大 法科系講座数創立計画

京城 帝大	講座名	憲法、 行政法	民法、 民事訴訟法	商法	刑法、 刑事訴訟法	国際 公法	国際 私法	経済学	政治学、 政治史	外交史	財政学	羅馬法	法理学	法制史	統計学	合計
	数	2	4	2	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	22
台北 帝大	講座名	憲法	行政法	政治学、 政治史	法律 哲学	経済学	民法、 民事訴 訟法	刑法、 刑事訴 訟法								合計
	数	1	1	1	1	2	2	1								9

「京城帝国大学各学部ニ於ケル講座ノ種類及其ノ數ニ關スル件ヲ定ム」J（アジア歴史資料センター、Ref.A01200556600）、「台北帝国大学講座令ヲ定ム」（アジア歴史資料センター、Ref.A14100160500）

このような体制に非難の声を挙げたのが、就職の問題を抱える学生であった。1935年2月、政学科を中心とする学生40名が「文政学部の改造をさなねば台大は没落の外なし」という立場から幣原坦総長に対して文政学部改造嘆願書を提出したと報じられている。⁽³⁶⁾このような事態を受けた大学側は、同年7月、「講座配置に就ては兎角過不足の非難あるのみならず、その当を得ざる為め勢ひ学生の就職にも尠からざる影響を及ぼす」ということで、翌36年度から商法、社会学、地質、化学4講座の新設計画を打ち立てたようである。⁽³⁷⁾

1937年8月3日に政学科の商法講座の新設が閣議決定した。商法講座の新設理由について総督府は次のように説明している。

台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察

政学科トシテ相当重要ナル商法ノ講座ヲ缺キタル為學究上ノ不便ハ固ヨリ卒業生ノ就職ニ關シテモ種々困難ニ遭遇セリ依テ不取敢昭和八年ヨリ臨時講師一名ヲ置キ臨時開設科目トシテ毎年商法一単位宛ノ授業ヲ行ヒ來レル所斯カル施設ノミニテハ猶学生ノ教養上及研究上遺憾ノ点歛カラザルモノナリ

即チ商法ハ民法ト相關連シ共ニ私法ノ根幹ヲ為スモノニシテ苟モ法律、經濟ヲ学ブ者ニ採リテハ忽諸ニ附スペカラザルモノナルノミナラズ本島ハ内地ト異ナリ社会的複雜ニシテ商取引關係ニ於テモ調査研究スペキ幾多ノ問題ノ存スルアリ……商法講座ノ増設ハ本学部ノ存立上緊要ニシテ止ムヲ得ザル所ナリ而シテ本講座ノ設置ニ依リ政学科ノ体制ハ本島ノ現状ニ於テハ整備シ得タルモノナルヲ以テ将来特ニ事情ノ変更ナキ限り講座増設ハ之ヲ行ハザル方針ナリ⁽³⁸⁾

商法講座の増設は、「卒業生ノ就職」対策の一環であり、民法と同じ「私法ノ根幹ヲ為」すもので、法学士としての必須の知識を提供するのみならず、「本島ハ内地ト異ナリ社会的複雜ニシテ商取引關係ニ於テモ調査研究スペキ幾多ノ問題」を対処するためでもあった。後述のように、1931年から商法は「臨時開設科目」として開講されていた。しかし、それは「時間ノ關係上充分ナル講義ヲ行フコト能ハス又本島特殊ノ商慣習等ニ及フコトハ不可能」という欠陥を抱き、卒業生の就職にとって物足りないものであった。こうして日本商法を主体にしながらも、台湾の商取引慣習にも目を配るなど授業内容の充実を図るというのが商法講座新設の目的の一つである。

表1に明らかなように、1935年と36年の入学状況は深刻な定員割れが起きていた。これが商法講座の増設を「本学部ノ存立上緊要ニシテ止ムヲ得ザル所」とする理由であろうと思われる。

2. 教員の配置

表3は政学科法学系講座担当教員の略歴を示すものであるが、教授、助教授は日本人によって独占されていた。ここでは法学系の講座担当者の特徴につい

て少し検討しておこう。

まず、台北帝大着任以前に高等学校・大学などの教職に在職していた者がほとんどのである。7割近くの法科系教員が本国から赴任した法実務家だった京城帝大法文学部法学科とは異なっている。⁽⁴⁰⁾

創設当初、多くの教員は台北高等高校の教授として在籍しながら、在外研究（2年）を経て台北帝大に着任するというプロセスをとどった。在外研究の期間中、滞在先の資料、書物、図書の持ち帰りを義務として課されており、そのための予算も計上されたという。台北帝大創設の意気込みがうかがえる。⁽⁴¹⁾

高文試験合格者の教員は、土橋友四郎（行政科1918）、安平政吉（行政科1921）、宮崎孝治郎（司法科1926）、西村信雄（司法科1926）、植松正（司法科1934）の5人である。そのうち、安平政吉は1922年に弁護士試験にも合格した。

講座担当ではなかったが、「臨時開設科目」として政学科で講義を持つ教員もいた（表4）。内地の帝大教授などによる短期集中講義であるが、たとえば、1930年「国体及国体精神」の覧克彦（東京帝大教授）、1931年「商法」の田中耕太郎（東京帝大教授）、1933から37年まで「国際法」の立作太郎（東京帝大教授）、1937年「法律哲学」の恒藤恭（大阪帝大講師）などがある。また、台湾総督府法院の裁判官であった後藤和佐二、中野峰夫、姉歯松平、中口卯吉の4名が司法実務に密接な関係のある民事訴訟法の授業を担当した。⁽⁴²⁾

それでは、法学系の教員はどのようなルートを経て着任したのであろうか。

創設時の教員選任については東京帝大法学部の美濃部達吉の役割が大きかったようである。安平政吉の戦後の回想によると、政学科の教員選任は、幣原坦から美濃部達吉に一任されていたという。⁽⁴³⁾ また、朝鮮の京城法学専門学校に在職中の園部敏が1936年に土橋友四郎行政法講座の後任として台北に赴任したのは、美濃部の推薦によるものだという。ゆえに、台北帝大の公法系講座担当に東京帝大出身者が多かったことは美濃部と無関係ではないであろう。⁽⁴⁴⁾

これに対して私法系講座の担当は、京都帝大法学部出身者が多かった。民法民事訴訟法講座第1講座の坂義彦（1928－38）と後任の後藤清（1939－42）、第2講座の西村信雄（京都帝大大学院）（1943－45）、民法科目担当の菅原春雄（1929－38）が京都帝大法学部の出身である。また、烏賀陽然良は京都帝大退（阪大法学）74（3・4-440） 1054〔2024.11〕

台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察

表3 文政学部政学科講座担当教員略歴（法学系）

名前	担当講座、科目	設立年	生年	採用時年齢	採用時職位	前職	略歴	備考
土橋友四郎	行政法講座 (1928~1935)	1928	1898	30	教授	台湾総督府高等學校教授	福島県。1915年5月東京帝大法科大学政治学科卒。1918年10月高等試験行政科合格。1919年5月より通信官舗。舞鶴郵便局長、通信事務官、金沢郵便局長などを歴任。1925年4月から私立東洋協会大学講師（憲法、行政法）、私立国学院大学講師（憲法論）。1926年3月台湾総督府高等学校教授。	1935年12月9日退官。
井上孚磨	憲法講座 (1928~36)	1928	1891	37	教授	台湾総督府高等學校教授	長崎県士族。1917年東京帝大法科大学政治学科卒。1919年12月東京帝大大学院（憲法及行政法専攻）退学。1920年1月東京帝大助手。法政大学、通信官吏講習所、東京帝大工学部、国学院大学、東洋協会大学などの講師を歴任。1926年3月台湾総督府高等学校教授。	1936年1月11日退官。
安政吉	刑法刑事訴訟法講座 (1928~40)	1928	1895	33	助教授	台湾総督府高等學校教授	兵庫県平民。1919年東京帝大文学部（西洋哲学科）入学。1921年高等試験行政科合格。1922年弁護士試験合格、同年東京帝大文学部卒業、法學部3年に編入。1923年東京帝大法學部卒業 同年同大学大学院入学（刑法の牧野に師事）。1923年5月司法官試補。1925年3月判事。1926年4月台湾総督府高等学校教授。	1940年4月6日転任。
坂義彦	民法民事訴訟法講座 (1928~29) 民事訴訟法第1講座 (1930~38)	1928	1892	36	助教授	台湾総督府高等學校教授	京都府士族。1923年3月京都帝大卒、同年6月1日京城法律専門学校教授。1926年9月14日台湾総督府高等学校教授、9月21日より在外研究員（2年間）。1927年5月台湾総督府台北高等学校教授。1929年11月理農學部「民法ノ授業」のため兼任。	1938年5月21日退官。
杉山茂顯	法律哲学講座 (1929~36)	1929	1897	32	教授	台湾総督府高等學校教授	1921年東京帝大法學部卒。1925年専修大学國際公法講師、同年東京帝大大学院入学（法理学専攻）。1927年台湾総督府高等学校教授。	
堀豊彦	政治学政法史講座 (1929~42)	1929	1899	30	助教授	台湾総督府高等學校教授	兵庫県士族。1924年東京帝大法學部卒（政治学科）。1924年東京帝大法學部大学院入学、1926年同大学院を退学。1927年台湾総督府高等学校教授。	1930年教授昇任。 1942年6月30日九州帝大法文學部教授へ転任。戦後、1946年東京帝國大学法學部教授へ転任、政治学政史第2講座担任。

宮崎孝治郎	民法民事訴訟法 第2講座 (1930-42) 民法民事訴訟法 第1講座 (1943-45)	1930	1900	29	講師	東京帝大助手	北海道平民。1926年3月東京帝大法學部英法科卒。同年4月同大學院入學（我妻栄に師事）。同年12月25日高等試驗司法科合格。1927年3月31日東京帝大助手。	1929年講師として民法科目担当。1933年教授昇任。戦後、1947年北海道大學法文學部教授。
中川正	商法講座 (1942-45)				講師		1931年京都帝大法學部卒。 1933年台北帝大講師として商法科目を担当。	商法（海商、保険）。 1938年助教授に昇任。
園部敏	行政法講座 (1936-45)		1899	37	助教授	京城法專教授	1924年4月東京帝大法學部独法科卒。同年5月朝鮮總督府京城法學専門學校講師。1925年4月同校教授。1928年9月より1年6ヶ月在外研究。 1936年台北帝大助教授。	土橋友四郎行政法講座の後任として1936年に赴任。1937年教授昇任。
中村哲	憲法講座 (1937-45)		1912	25	助教授	東京帝大助手	東京府士族。1934年3月東京帝大法學部政治學科卒。同年4月より法學部助手（政治學専攻）。1937年台北帝大助教授。	井上孚磨憲法講座の後任。1942年教授に昇任。戦後、1946年法政大學法學部教授、1968年法政大學總長。
中井淳	法律哲学講座 (1938-45)		1903	35	教授	東北帝大講師	1929年3月東北帝大法文學部卒、同年東北帝大助手。1932年4月東北帝大講師、フランス法講義担当。	杉山茂顕法律哲学講座の後任として1938年に赴任。
島賀陽然良	商法講座 (1938-41)	1938			講師		京都帝大名誉教授。法学博士。	
後藤清	民法民事訴訟法 第1講座 (1939-42)		1902	37	助教授	和歌山高等商業學校教授	1919~1921東京外国语学校英語科（中退）。1924京都帝大法律學科卒。24年3月和歌山高等商業學校講師。1925年4月同學校教授。	坂義彦民法民事訴訟法講座の後任として1939年に赴任。1940年教授に昇任。1942年退官。
西村信雄	民法民事訴訟法第2講座 (1943-45)		1900	39	助教授	関西大学教授	1925年東京帝大法學部法律學科卒、6月裁判所書記兼司法属、11月京都帝大大學院入學。1926年高等試驗司法科合格。1928年関西大學講師。1930年関西大学教授。1940年台北帝大助教授。	1939在任中死亡の菅原助教授の後任として。1942教授に昇任。
植松正	刑法刑事訴訟法講座 (1941-45)		1906	35	助教授	判事	東京市。1929年3月日本大學法文學部文學科（心理学専攻）卒業。1932年3月東京外国语学校仏語専修科修了。1934年高等試驗司法科合格。1935年3月東北帝國大學法文學部（法律学（英法））卒業、同年5月司法官試補。1936年12月檢事。1940年5月より東京区裁判所判事。	1941年台北帝大助教授。

作成にあたって、陳昭如・傅家興「文政學部一政學學科簡介」（『Academia—台北帝國大學研究通訊』、1996年）をベースとしながら、「台北帝國大學一覽」1928~43年版、『台灣總督府檔案』に残っている教員履歴書類および各教員の戦後に出版した著書、回想などを参照した。

台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察

表4 文政学部政学科授業科目担当教員略歴（法学系）

名前	担当講座、科目	設立年	生年	採用時年齢	採用時職位	前職	略歴	備考
菅原春雄	民法	1929	1901	28	講師	京都帝大大学院中退	兵庫県平民。1927年3月京都帝大法學部（独法律学科）卒、同年4月同大学院入学。1929年3月21日退学。同年4月9日台北帝大講師。1930年2月5日台北帝大助教授。	1938年8月1日死去。
箕 克彦	国体及国体精神	1930			講師		東京帝大教授。法学博士。	1年限り。
田中耕太郎	商法	1931			講師		東京帝大教授、法学博士。	1年限り。
後藤和佐二	民事訴訟法（親族、相続）	1932			講師		台湾総督府法院判官。	1年限り。
中野峰夫	民事訴訟法（親族、相続）	1933			講師		台湾総督府法院判官。1933-39年担当。	
立作太郎	国際法	1933			講師		東京帝大名誉教授。法学博士。	1933-37年担当。
恒藤 恭	法律哲学	1937			講師		大阪帝大講師。	
秋永 肇	政治史	1938	1909	29	講師		1931年台北帝大文政学部政学科卒。1931年6月台北帝大文政学部副手、1932年4月同助手、1938年4月同講師。	台北高等学校出身。1944年4月九州帝大法文学部助教授（政治史外交史講座担当）
姉歯松平	民事訴訟法（親族、相続）	1940			講師		台湾総督府高等法院判官。	
山下康雄	国際法	1940			講師		1932年台北帝大文政学部政学科卒。1932年4月台北帝大文政学部副手、1940年4月同講師。	台北高等学校出身。
中口卯吉	民事訴訟法	1942			講師		台湾総督府高等法院判官。	
草薙 晋	民法（親族、相続）	1942			講師		台湾総督府高等法院判官。1年限り。	
明石三郎	民法	1943			講師	東北帝大法文学部助手	岡山県生まれ。1941年3月東北帝大法文学部卒業、同年4月に同学部の助手に。商法専攻。	

作成にあたって、陳昭如・傅家興「文政學部一政學學科简介」（『Academia -台北帝國大學研究通訊-』1996年）をベースとしながら、「台北帝国大学一覧」1928~43年版、『台湾総督府档案』に残っている教員履歴書類および各教員の戦後に出版した著書、回想などを参照した。

官後、1938年から3年間、新設の商法講座の担当を務めていた（『大学一覧』では肩書が講師）。鳥賀陽の後任は、京都帝大法學部出身で1933年から「臨時開設科目」の商法を担当してきた中川正が充当された。

後藤清の退官とともに、民法民事訴訟法第2講座担当の宮崎孝治郎が1943年に第1講座の担当に就いた。1943年に民法の専任講師として採用された明石三郎の戦後の回想によれば、「昭和17年夏、台北帝大の宮崎孝治郎教授が東北大学へ来られ、民法の講師（専任）を求められた」ということで、指導教員の小町谷操三の推薦により台北帝大への就職が決まったという。⁽⁴⁶⁾

優秀な政学科卒業生を教員として採用する例もある。政学科第1期卒業生の秋永肇は卒業後、副手、助手を経て1938年に政治史の講師として採用された。第2期卒業生の山下康雄も同じルートで1940年に国際法の講師として採用された。⁽⁴⁷⁾また、経済学系の東嘉生もいた。東はもともと史学科に入学したが、1929に政学科に転科した。第2期卒業生で、副手、助手、講師を経て1943年に助教授に昇進した。⁽⁴⁸⁾ちなみに、この3人はいずれも台湾の中学校から台北高等高校を経て台北帝大に進学した者である。

3. 研究活動

政学科は1934年から1945年まで、『政学科研究年報』を9冊刊行している。9冊の年報には55本の論文が収録されているが、法学系教員が発表する台湾関係の論文は2本であった。坂義彦の「祭祀公業ノ基本問題」（第3輯、1936年11月発行）と中村哲「六三問題」（第7輯、1941年11月発行）である。当時文政学部助手の鐘壁輝の論文「韓非子ヲ読ム（刑治主義カ徳化主義カ）」（第6輯、1940年9月発行）も掲載されている。ちなみに、京城帝大法文学部の論集には朝鮮人研究者の論文が一本も掲載されていなかったといわれている。⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁰⁾

当時の政学科の教員たちの研究環境はどのようなものだったのだろうか。この点については、秋永肇の戦後の回想によれば、「大学は学生数も少く静かな環境で、先生と個人的接触が頻繁であったから、大量の学生を収容する傾向が強まっていた時代としては、十分に学問に打ち込むことが出来た」という。また、園部逸夫の父・敏についての回想によれば、「やはり、昔の帝大にせよ、

台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察

法学専門学校にせよ、非常に学問的雰囲気があって、余裕がありましたね。大体、週二回ぐらい講義すれば、後はもう研究室にいたり、自分の家にいたりして、専ら研究のほうに専念できました」といわれている。⁽⁵²⁾

普段は日本内地の法制度を研究しながらも、勤務地の台湾を研究対象とした政学科法学系の教員は少なくない。一つは、安平政吉による原住民族＝高砂族の旧慣研究である。安平は、「団体主義の刑法論」、「刑法改正の基本理論」、「保安処分法の理論」、「人格主義の刑法理論」、「日本刑事訴訟法」などの業績を挙げながら、台湾の高砂族の刑罰制度に関する旧慣習の実地調査を行い、「台湾刑事法の研究」という論文を書きあげた。同論文を母校の東京帝大法学部に提出し、1943年11月に東京帝大から法学博士の学位を授与されている。⁽⁵³⁾

もう一つは、漢民族の祭祀公業に関する坂義彦の研究である。曾文亮氏の研究によれば、「祭祀公業の祖先祭祀の意義は、神社祭祀により代役可能で、祭祀公業はその必要性を失い廃止できる」という坂の研究は、1930年代後半に展開される皇民化運動の理論を結果として提供したと指摘される。ちなみに、戦後、坂は「祭祀公業ノ基本問題」で、1950年に同志社大学から学位を授与された。⁽⁵⁴⁾

憲法学講座の中村哲は1943年に出版の『植民地統治法の基本問題』において、内地延長主義に批判的で、「植民地の社会的現実はなほ植民地独自の立法を必要とし、律令の活用される余地を認めねばならない」と主張している。このような考えを持つ中村が雑誌『民俗台湾』の活動に関わっていたことは注目に値する。⁽⁵⁵⁾『民俗台湾』は、1941年7月、台北帝大医学部教授で人類学者の金闕丈夫を中心、総督府による皇民化政策に対抗して、台湾社会の民俗習慣を調査・研究する目的で創刊された雑誌である。中村の戦後の回想によると、台湾人政治運動家たちが言論抑圧の捌け口を求めて、民間伝承の論考を寄せていた側面を持つ雑誌もある。⁽⁵⁶⁾戦時の色が濃くなっていくなかで、中村は『民俗台湾』を通じて現地台湾の知識人と交流を保っていたといわれている。⁽⁵⁷⁾

三. 文政学部政学科の教育体制

1. 授業カリキュラム

既述のように、「法律屋」を造らないために、政学科の学生に「東洋道德学ヲ必須科トシ、又其他ノ文科ノ科目ヲモ兼修」させることは、学部の制度設計の当初から予定されていた。1928年3月17日に制定の「台北帝国大学文政学部規程」によれば、政学科の学科課程は、次の通りである（科目名に次ぐ数字は単位数）。政学科の必修科目（11単位）は、憲法1、行政法2、経済学（原論）1、民法4、刑法1、東洋倫理学概論1、法律哲学1であり、選択科目（11単位）は、政治学・政治史2、経済学（財政学・経済政策）4、民事訴訟法1、刑事訴訟法1および「哲学科史学科文学科及臨時ニ開設スヘキ科目ノ中」であった。必修科目に東洋倫理学概論が入っていることは、伊沢総督の意向が授業カリキュラムに確実に反映されていたものとして注目に値する。

「規程」はその後、改正を重ね、必修科目と選択科目の加除を行った。1931年4月10日の改正では、必修科目には政治学、選択科目には経済学史、経済史、金融論が追加されることになった。1935年2月2日の改正では、選択科目に社会政策が追加された。1938年11月4日の改正では、商法講座新設の関係で、必修科目に商法、選択科目に商法（海商、保険）が追加された。そして、1941年3月31日には注目すべき改正がある。一つは、必修科目に東洋倫理学概論が削除された代わりに、財政学が追加された。もう一つは、選択科目を「第一類」と「第二類」と区分するようになった。⁽⁶⁰⁾

選択科目に明記された授業科目のほかに、「臨時ニ開設スヘキ科目」として、前述のように商法と国際法があった。これらの科目はいずれも高等試験の科目に対応していることがわかる。

以上のように、文政学部は、限られた予算のなかで、授業の充実を図るとともに、高等試験に対応する授業科目も少しづつではあるが、開講するようになった。⁽⁶¹⁾ 政学科の学科課程の必修・選択科目を受講すれば、必要最低限の高等試験対策ができたものと思われる。後述するが、このような微温的な改革だけで

は台湾島内青年学生の関心を引き寄せることができなかった。

2. 政学科学生について

表1で明らかなように、台北帝大開学以来の文政学部は、1942年まで入学者数が伸び悩んでいた。その原因の一つは、台北帝大への進学を想定された台北高等高校文科卒業生の大多数が内地の大学進学を望んだことである。⁽⁶²⁾文科台湾人卒業生にも同様の傾向がみられた。また、台北帝大設立後においても内地の大学への台湾人留学生は逆に増加したといわれている。⁽⁶³⁾この点について、小林文男氏は「彼らがこの大学を忌避した」と指摘したうえ、その原因について「文政学部とは言っても文・史・哲が主流で魅力をかき立てられなかつた…民族意識に目覚めた台湾の知識青年は政治・経済・法律等社会科学的専門を強く求める指向性があつた」と分析している。⁽⁶⁴⁾

つぎに、『台北帝国大学一覧』で文政学部卒業生を確認しておこう。1943年度版の台北帝国大学卒業生名簿によれば、文政学部卒業生は323名おり、政学科が217名で約67%を占めている。⁽⁶⁵⁾217名政学科卒業生のうち、台湾人が1割強の37名しか占めていなかった。ちなみに、1942年の京城帝大法文学部法学科の卒業生統計によると、日本人350名に対して、朝鮮人が339名で約49%を占めている。⁽⁶⁶⁾

第1次世界大戦後、民族自決の風潮が高まるなか、植民地台湾人青年の思想悪化を防ぐために「紳士」の養成に教育の重点を置いた政学科は、台湾人青年の興味を引くことができず、台湾人青年の内地の大学など高等教育機関への流出を止めることができなかつたのである。

それでは、戦前期官僚の登竜門といわれる高等試験の合格状況はどうであろうか。前述のように、政学科の授業カリキュラムは高等試験に対応するとは言い難いが、10人の行政科合格者を出した(表5)。⁽⁶⁷⁾

これら高等試験行政科合格者にはいくつか注目すべき特徴がある。第一に、合格者は全員日本人である。第二に、資料上確認できない者を除けば、全員が台湾島内の中学校、高等学校出身であり、いわゆる「植民地台湾居住者」=在台日本人である。第三に、10人中9人が内務省や大蔵省など本国の中央官庁で

表5 文政学部政学科高等試験行政科合格者

名前	合格年	入省先	最終官歴	卒業年	出身 高等学校	出身 中等学校	備 考
青木 茂	1932	台湾総督府交通局書記	台北州産業部長	1933	1930台北高等学校	台北高等学校尋常科	岐阜県。1935・9台湾総督府交通局通信部文書掛長。1937・12高雄郵便局長。1938・5台北電話局長。
井上正弘	1933	司法官試補	軍務	1933	1930台北高等学校	台北第一中学校	石川県、1933司法科合格。
曾我与三郎	1933	台湾総督府文教局属	軍務	1934	1931台北高等学校	台北第一中学校	三重県。1937新竹州大溪郡守。1940・1台湾総督府内務部教育課長。
山分一郎	1934	台湾総督府専壳局書記	陸軍司政官（ブリアンカン州経済部長）	1931	1926台北高等商業学校		京都府。1931・8台湾総督府専壳局庶務課（雇）。1936・3台湾総督府専壳局塙務局。
若森倫次郎	1934	台湾総督府通信局書記	新竹州産業部長	1933	1930台北高等学校	台北高等学校尋常科	東京府士族。1933・11総督府交通局鉄道部（雇）。
酒井 薫	1936	台湾総督府交通局書記		1934	1931台北高等学校	台北第一中学校	長野県。1939高雄市助役。1940台湾総督府地方警視。1941台湾総督府専壳局副参事。
柳 武雄	1936	文部省国民精神研究所	大東亜省調査官	1931			
浦山公明	1943	台湾総督府鉱工局属		1944			福島県。
川合山武憲	1943	台湾総督府新竹州雇		1936	1933台北高等学校	台北第一中学校	鹿児島県。1937・12新竹州教育課（雇）。1937・39兵役。1939・12新竹州教育課（雇）。1940・11台湾総督府財務局金融課（雇）。
溝口芳彦	1943	台湾総督府専壳局		1941			

「第三章 高等試験合格者一覧」（秦郁彦、戦前期官僚制研究会編『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981）、『台湾人士鑑』（興南新聞社、1943）、『台湾総督府台北高等学校一覧』、『台湾総督府台北高等商業学校一覧』、『台湾総督府档案』より作成。

はなく、台湾総督府に就職している。これについては、日本人が外地官庁で勤める場合には、恩給受給年限の短縮や植民地加俸など給与の面で優遇されるという理由も考えられるが、台湾総督府は高文合格者を含む台北帝大卒業生を積極的に受け入れる側面があったことも否定できない。⁽⁶⁹⁾ 第四に、在学中に合格したのが青木茂、曾我与三郎、浦山公明であるが、卒業後に総督府の雇として働きながら高等試験に合格した例もある。

表6は文政学部の卒業生（1931・41）の就業動向を示すものである。1941年8月末現在のデータであるが、台湾島内では「官公吏」67名が最も多く、次い

台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察

表6 文政学部卒業者就職状況（1941年8月末現在）

	官公吏	学校職員	会社銀行員	軍医又は 軍嘱託	入営	学生	自家営業	学術研究	未定	不詳	死亡	計
島内	67	47	43		1	1	7			12	10	188
島外	7	9	30	2		2						50

『台湾の学校教育 昭和17年度版』（台湾総督府文教局、1942年）より作成。

で「学校職員」47名であった。多くの卒業生が台湾社会の公共的なセクターに就業していることが確認できる。その一方で、「会社銀行員」は台湾島内では43名だが、島外を含むと、「官公吏」とほぼ拮抗する73名であった。これらの就業人口の大半は政学科の卒業生だと推定することもできる。大正後期に始まった大学の大衆化という時代背景のなか、政学科は、官僚や資格試験を目指す専門職業人の養成のみならず、民間企業の事務系職員の養成の役割をも果たしたとみてよいであろう。⁽⁷¹⁾

台湾人卒業生については、1931から1942年の間には、会社（51%）、官庁（26%）、学校（6%）⁽⁷²⁾だったといわれているように、民間企業の割合が高かった。これは個人の人生設計など様々な要因による結果だと思われるが、岡本真希子氏が指摘しているように、「台湾の植民地官僚組織は、台湾人を排除する傾向が強かった」という植民地統治の現実による影響もあるう。⁽⁷³⁾⁽⁷⁴⁾

文政学部の副手として大学に残った台湾人卒業生は、鐘璧輝（1932卒）、林徳旺（1936卒）、陳加溪（1934卒）、張松標（1935卒）の4人であった。前述したように、鐘は『政学科研究年報』に論文を発表したことがあるが、助手止まり⁽⁷⁵⁾であった。ほかの3人も副手止まりで大学を去った。⁽⁷⁶⁾

高等試験司法科に合格した台湾人卒業生が2人いた。1931年第1回卒業生の鐘德鈞（台北商業学校卒業）と1937年に卒業の馮正樞（台北高等学校卒業）である。鐘は1937年に高等試験司法科に合格し、1939年9月に台湾総督府に弁護士登録を行った。馮は政学科卒業2年後の1939年10月に高等試験司法科に合格し、1942年3月31日に高雄地方法院の判事として勤務することになった。⁽⁷⁷⁾⁽⁷⁸⁾

むすびにかえて

台北帝大文政学部政学科は植民地台湾で唯一の法学教育高等機関であった。台北帝大の設立理由の一つには、台湾人青年の内地と外国への留学を抑制することがある。また文政学部は台湾島内の台湾人青年の思想善導という役割を担うことも想定されている。「文政学部」の学部名称は、「法律屋を造らない」という伊沢多喜男総督の意向を反映した結果であるが、これは大正末期の内地の高等教育機関拡充の流れを汲んだ結果でもあったと考えられる。

開学当初の文政学部政学科は、大学全体の予算の関係で、既存の帝国大学と比べて、講座の規模が小さかった。また、思想の善導によって「紳士」を養成することに重点が置かれていたため、授業カリキュラムが高等試験に対応するような編成ではなかった。それがゆえに、台北高等高校卒業生の進学が低迷し、文政学部全体の定員割れの状況が長く続いた。1937年には台湾の商慣習に関する研究と教育を行う商法講座の増設や、高等試験の科目に対応する授業科目の開講など一定の改革が行われてはいたが、台北高等高校の学生は政学科への関心が高まることがなかった。それに大学設立後の台湾人青年の内地への留学傾向も変わらなかった。この意味において、高等教育への進学を希望する台湾人青年を台湾島内に引き止めるという台北帝大設立の目的は達成したとはいがたい。

文政学部政学科卒業生の就業先は、「官公吏」「学校職員」が半数以上を占めているが、民間企業「会社銀行員」に就職する場合も多かった。台北帝大の教員として、高文合格で台湾総督府の官僚として、あるいは台湾の官公署に採用された日本人卒業生が少なくなかった。なかには、台湾の小・中・高等学校・台北帝大から出たいわゆる在台日本人が少なくないと思われる。その意味において、台北帝大政学科は、在台日本人を支配階級として再生産していく役割を帯びるといえよう。

その後、台北帝大は定員割れの解決策の一つとして1941年に台北帝大予科を設置した。大学予科は高等学校と同じ大学予備教育を行う学校であるといわれ

台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察

ている。台北帝大予科の教育はどのようなものだったか、また内地の大学予科あるいは京城帝大の予科とはどのような相違点があったかは、植民地台湾高等教育を考えるうえで欠かせない論点の一つであろうと思われる。この点の解明は今後の課題としたい。

※本稿は、科学研究費補助金（若手研究、課題番号20K20039）による成果の一部である。

- (1) 「大学設立主旨」「台北帝国大学ニ関スル概況」所収「台北帝国大学事務官、台北帝国大学司書官及台北帝国大学司書特別任用令」(アジア歴史資料センター・Ref.A03034144900)
- (2) 『外地法制誌 2 外地法令制度の概要』(文生書院、1990年)によれば、「外地」とは、内地=日本本土に対して、「法制上異なる地域」=「異法地域」としたうえ、その定義を次のように説明している。

「戦前の日本領域中本州、四国、九州及び北海道並びに行政区画これらの島のいすれかに附属する島嶼をくるめて内地と言い、朝鮮、台湾、関東州租借地及び南洋委任統治地域並びに昭和18年4月1日内地に編入される前の樺太及びこれらの地域に附属する島嶼を外地と言うのである」(1頁)。
- (3) 『日本近代教育百年史 5 学校教育(3)』(国立教育研究所、1974年)、323～337頁参照。
- (4) 植民地朝鮮の法学教育機関には、京城帝国大学の法文学部法学科が設立されるまで、官立の「京城法学専門学校」と私立の「普成専門学校」があったようである。そのうち、京城法学専門学校は、戦後、京城帝大法文学部法学科とともに、ソウル大学法科大学に統合された。近年、国立ソウル大学の淵源を、李朝末期の「法官養成所」に見出そうとする風潮があり、その影響により植民地統治下の京城法専の法学教育が改めて注目されはじめたといわれている(石川健治「「京城」の清宮四郎」「酒井哲哉・松田利彦編『帝国日本と植民地大学』ゆまに書房、2014年】318～319頁を参照)。
- (5) これについて、泉靖一「旧植民地大学考」(『中央公論』第995号、1970年)、小林文男「日本植民地下台湾の高等教育—台北帝国大学の構成と性格」(『戦前日本の植民地教育政策に関する総合的研究』科研報告書、研究代表者・阿部洋、1994年)、呉密察「從日本植民地教育学制發展看台北帝国大学的設立」『臺灣近代史研究』(稻鄉出版社、1990年)などの研究が挙げられる。

- (6) この点については以下の研究を挙げることができる。呉密察「終章 植民地大学とその戦後」(『記憶する台湾 帝国との相剋』東京大学出版会、2005年)、呉文星「台北帝国大学と熱帯研究」(『植民地時代の文化と教育—朝鮮・台湾と日本—』東北大学出版会、2013年)、中生勝美「台北帝国大学文政学部の土俗・人種学教室におけるフィールドワーク」(酒井哲哉・松田利彦編『帝国日本と植民地大学』ゆまに書房、2014年)、歐素瑛『臺北帝國大學與近代臺灣學術的奠定』(國立臺灣師範大學出版中心、2020年)。
- (7) 陳昭和・傅家興「文政學部一政學科簡介」(『Academia—台北帝國大學研究通訊—創刊号』1996年)、陳昭如「初探台北帝大政學科の法學教育與法學研究」(『Academia—台北帝國大學研究通訊—第2號』1997年)、王泰升『國立臺灣大學法律學院院史(1928~2000)臺大法學教育の回顧』(國立臺灣大學法律學院、2002年)、同『台灣法の世紀変革』(元照出版、2005年)などがある。
- (8) 泉靖一・前掲「旧植民地大学考」150~151頁。
- (9) 「台北帝国大学文政学部規程」(1928年3月17日制定)の第14条では、「学士試験ニ合格シタル者ハ大学令第十条ノ規定ニ依」って、哲学科・史学科・文学科の卒業生は文学士、政学科の卒業生は法学士と称することができる、と定めている(『台北帝国大学一覧』1928年、58~59頁)。
- (10) この点については通堂あゆみ氏の研究に負うところが大きい。通堂氏は、京城帝大法文学部について半数以上の学生(58.2%)は法科系学科に在籍する事実に着目して、この学生を無視して「朝鮮社会にとっての帝国大学の機能を考えることはできないはずである」と指摘している(『京城帝国大学法文学部の再検討—法科系学科の組織・人事・学生動向を中心に—』『史学雑誌』117巻2号、2008年)217頁。
- (11) 馬越徹「台北時代の幣原坦—台北帝国大学の創設と展開」(『近代日本のアジア教育認識—その形成と展開』科研費研究成果報告書、研究代表者・阿部洋、1996年)101頁。
- (12) 「台北帝国大学官制ヲ定ム」(アジア歴史資料センター・Ref.A01200577900)。
- (13) 「理由書」(前掲「台北帝国大学官制ヲ定ム」)。
- (14) 「説明書」(前掲「台北帝国大学官制ヲ定ム」)。
- (15) 「台北帝国大学学部ヲ定ム」(アジア歴史資料センター・Ref.A14100160400)。
- (16) 「理由書」(前掲「台北帝国大学学部ヲ定ム」)。
- (17) 「説明書」(前掲「台北帝国大学学部ヲ定ム」)。
- (18) 「台北帝国大学事務官、台北帝国大学司書官及台北帝国大学司書特別任用令」(アジア歴史資料センター・Ref.A03034144900)。
- (19) 馬越徹『韓国近代大学の成立と展開—大学モデルの伝播研究』(名古屋大学出(阪大法学) 74 (3・4-452) 1066 [2024.11]

台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察

- 版会、1995年)「第四章 日本型植民地大学としての京城帝国大学」を参照。
- (20) 幣原は、1905年から約1年半にかけて韓国教育制度の改革に関わった経験があり、1910年と1924年に2回にわたって欧米諸国支配下の植民地教育制度や植民地大学の実態などについて視察したこともある(李恒全「台北帝国大学設立計画案に関する一考察—幣原坦の成立構想を中心に—」『神戸大学大学院人間発達環境研究科 研究紀要』第1巻第1号、2007年、46頁)。
- (21) 陳瑜「日本統治下の台北帝国大学について(上)」(『東洋史誌』第10巻、兵庫教育大学、2004年)68~69頁。呉密察・前掲「終章 植民地大学とその戦後」301頁。『伊沢多喜男』(伊沢多喜男伝記編纂委員会、1951年)157~158頁。
- (22) 幣原坦『文化の建設—幣原坦六十年回想記—』(吉川弘文館、1953年)107~108頁。
- (23) 前掲『伊沢多喜男』158頁。
- (24) 天野郁夫『帝国大学—近代日本のエリート育成装置』(中公新書、2017年)48~50頁。
- (25) 「東北帝国大学官制○大正八年勅令第十六号東北帝国大学各学部ニ於ケル講座ニ関スル件中ヲ改正ス」(アジア歴史資料センター・Ref.A13100547900)。
- (26) 幣原坦・前掲『文化の建設—幣原坦六十年回想記—』108~109頁。
- (27) 前掲『伊沢多喜男』、157頁。
- (28) この点について当時のジャーナリストの大塚虎雄は、「枢府の老人達から異議が出て、法文学部を改称せよとのお達しがあつた。それは法文学部と呼んで法の字を上にもつてゆくと文科が主力であるやうに見える、たゞ、台湾には法學を發達せしめることは禁物であるから、文科を主にせよというのだ」と観察している(『界学異聞』先進社、1931年、87頁)。
- (29) 呉密察「植民地大学ができた!」(酒井哲哉・松田利彦編『帝国日本と植民地大学』ゆまに書房、2014年)92~93頁。
- (30) 劉書彦「京城帝国大学法文学部と台北帝国大学文政学部における文科学部の設置と発展—植民地統治の差異をめぐって—」(『アジア文化研究(国際アジア文化学会紀要)』第16号、2009年)110~111頁。「台湾大学官制中 問題となった文政科」『台湾日日新報(夕)』昭和3年1月28日付。
- (31) 劉書彦・前掲「京城帝国大学法文学部と台北帝国大学文政学部における文科学部の設置と発展—植民地統治の差異をめぐって—」111頁。
- (32) 「台北帝国大学ニ関スル件外一件(三月五日)」(アジア歴史資料センター・Ref.A03033291000)。
- (33) 久保義三『天皇制国家の教育政策』(勁草書房、1979年)180~181頁。
- (34) 同上、339頁。

- (35) 「台北帝大官制 枢府委員会を通過」『台湾日日新報』1928年3月6日。
- (36) 黃紹恆『台灣大學經濟學系系史 1928-2002』13~14頁。「台大政学科の学生が幣原総長に改造嘆願」『台湾日日新報』1935年2月17日。
- (37) 「台大の内容を充実！新に四講座を設く」『台湾日日新報』1935年7月18日。
- (38) 「台北帝国大学講座令中ヲ改正ス・(商法、地質学、化学各一講座増設)」(アジア歴史資料センター・Ref.A14100600700)。
- (39) 「商法講座増設ニ伴フ文政学部規程改正ニ関スル説明書」、同上。
- (40) 通堂あゆみ・前掲「京城帝国大学法文学部の再検討—法科系学科の組織・人事・学生動向を中心に—」28頁。
- (41) 森口恒一「幻の「台湾帝国大学」—伊能嘉矩文庫の不思議」(『台湾原住民研究』第22号、2018年) 176頁。
- (42) 王泰升・前掲『台灣法的世紀變革』179頁。
- (43) 「あの人この人訪問記 第99回 安平政吉（一）」『法曹時報』第19巻第12号、14~15頁。
- (44) 園部逸夫「加古祐二郎のこと、園部敏のこと」(『立命館百年史紀要』10巻、立命館百年史編纂委員会、2002年) 59頁。
- (45) この点については、2024年5月25日の法制史総会（於大阪大学）において、小林祐輔弁護士から丁寧かつ貴重なご教示をいただいたものである。ここに感謝の意を記す。
- (46) 明石三郎「私の履歴書」(『関西大学法学会誌』36巻、1991年) 36頁。
- (47) 王泰升・前掲『台灣法的世紀變革』176頁。
- (48) 東嘉生について、黃紹恆・前掲『台灣大學經濟學系系史 1928-2002』8~11頁を参照。
- (49) 「表5-1 政学科研究年報目録（1934-1945）」同上、245~248頁。
- (50) 馬越徹『韓国近代大学の成立と展開—大学モデルの伝播研究』(名古屋大学出版会、1995年) 132頁。
- (51) 秋永肇「台大について想う」(『写真集—旧制大学の青春』ノーベル書房、1984年)。
- (52) 御厨貴編『園部逸夫 オーラル・ヒストリー タテ社会をヨコに生きて』(法律文化社、2013年) 11頁。
- (53) 同じく高砂族の慣習を研究対象にしたのは、理農学部の増田福太郎であった。高砂族研究の業績として『未開社会における法の成立』(三和書房、1964年)などがある。なお、増田を言及する研究として、呉豪人「植民地の法学者たち」(酒井哲哉編『「帝国」日本の学知 第1巻 「帝国」編成の系譜』岩波書店、2006年)がある。

台北帝国大学文政学部政学科に関する一考察

- (54) 「あの人この人訪問記 第99回 安平政吉（一）」（『法曹時報』第19卷第12号）21頁。
- (55) 曾文亮「日本統治時における台湾人家族法と植民地統合問題」（松田利彦編『植民地帝国日本における知と権力』思文閣、2019年）248頁。
- (56) 中村哲『植民地統治法の基本問題』（日本評論社、1943年）152頁。
- (57) 莢部直「「始原」と植民地の政治学」—1940年代の中村哲」（酒井哲哉編『「帝国」日本の学知 第1巻「帝国」編成の系譜』岩波書店、2006年）235～236頁。
- (58) 中村哲「台湾知識人の抵抗」（『現代史資料月報』みすず書房、1971年12月）4頁。
- (59) 莢部直・前掲「「始原」と植民地の政治学」—1940年代の中村哲」235～236頁。
- (60) 以下、授業科目に関する叙述は、『台北帝国大学一覧』各年版を参照したものである。
- (61) 京城帝大法文学部法学科の授業履修は、1935年の改正により「第1類」「第2類」「第3類」の三コースに分類され、学生はいずれかのコースを選んで勉学することになった。この改正の結果、法文学部法学科「第1類」と「第2類」の授業科目は、それぞれ高等試験「司法科」と「行政科」の試験科目にはほぼ完全に対応することとなった（通堂あゆみ・前掲「京城帝国大学法文学部の再検討—法学科系学科の組織・人事・学生動向を中心—」231～233頁）。
- (62) 台北高等高校卒業生の多くが東京帝大など内地の大学に進学したのは、初代校長三澤糾をはじめ台北高等学校教師に勧められたものである（徐聖凱『日治時期臺北高等學校與菁英養成』（國立臺灣師範大學、2021年）88～89頁）。
- (63) 1942年までの文科台湾人卒業生142名の進学先は、京都帝大57名、東京帝大37、台北帝大35名であった（同上、245頁）。
- (64) 台北帝大設立後の内地の大学への台湾人留学生数統計によれば、1929年に103名、1930年に132名、1931年に148名、1932年に184名、1933年に193名、1934年に197名、1935年に217名であった（呉密察『台灣近代史研究』稻鄉出版社、1991年、165頁）。
- (65) 小林文男・前掲「日本植民地下台湾の高等教育—台北帝国大学の構成と性格」228頁。
- (66) 『台北帝国大学一覧』1943年度版、292～304頁。
- (67) 『京城帝国大学一覧』1942年版、282～283頁。
- (68) 秦郁彦『官僚の研究 日本を創った不滅の集団』（講談社学術文庫、2022年）92頁。
- (69) 1931年8月6日の『台湾日日新報』では、「台北帝大出 六名を採用 之で官庁希望者は全部を収容」という記事がある。

- (70) 青木は台南州産業部長時代に嘉南大圳の建設に関わったことがあり、戦後に豊橋市助役および同市長を務めた人物である（佳山良正『台北帝大生戦中の日々』築地書館、1995年、139～140頁）。
- (71) 天野郁夫・前掲『帝国大学—近代日本のエリート育成装置』「第九章 官から民へ—職業の世界」を参照。
- (72) 白永瑞「京城帝大の内と外—韓国学術史の再認識」（『植民地時代の文化と教育—朝鮮・台湾と日本—』東北大学高等教育開発推進センター編、2013年）154頁。
- (73) 岡本真希子『植民地官僚の政治史 朝鮮・台湾総督府と帝国日本』（三元社、2008年）37頁。
- (74) そのため、高等試験のうち、自由業の弁護士になれる司法科は台湾人青年に人気があった。植民地統治を通じて行政科のみの合格者が20人に対して、弁護士試験・司法科の合格者は60人もいたのである（秦郁彦編『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、1981年）および謝政徳「近代台湾の法律専門職の形成—1900年「台湾弁護士規則」の制定を中心」（2017年12月、第15回日本台湾学会関西部会研究大会報告））。
- (75) 陳昭如・前掲「初探台北帝大政學科の法學教育與法學研究」34頁。
- (76) 鐘は、安平政吉刑法刑事訴訟法講座の副手をつとめ、1940年に安平が台湾を去る前には助手として採用されたが、翌年には図書館に配置転換され、1942年に台北帝大を離れた。その後、新聞社に就職し海南島に活動の場を移したという（曾文亮・前掲「日本統治時における台湾人家族法と植民地統合問題」249頁）。
- (77) 鐘は、1940年12月から高雄弁護士会に所属することになり、1943年7月「中屋信輝」に改姓名した（「辯護士氏名變更」（1943-07-22）、「昭和18年7月臺灣總督府官報第390期」國史館臺灣文獻館、典藏號：0072030390a012）。
- (78) この時期の馮は「武村銓一」に改姓名した（「山本運一外九百九十六名」（1942-04-02）、「昭和17年4月臺灣總督府官報第2期」國史館臺灣文獻館、典藏號：0072030002a014）。